

別紙 2

1 輸入穀類等検疫要綱第13に次の1項を加える。

「3 輸入者又は管理者から当該穀類等が検査された港域又は港頭地域から他の港頭地域へ陸路輸送して消毒したい旨の申し出があつた場合には「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の規定によるものとする。」

2

3